

# 善意銀行事業

## 善意銀行のあゆみ

善意銀行は昭和37年に徳島県で最初に取り組みが行われ、銀行のように寄付金品と人（ボランティア）を預かり、必要に応じて配分や派遣をするという、当時としては独創的な発想と先駆的な方法が大きな反響を呼び全国に広がり、ボランティアという言葉がまだ市民権を得ていない時代、この善意銀行が現在のボランティアセンターの前身といわれています。

現在では、人（ボランティア）の派遣調整などはボランティアセンターが担う仕組みに発展し、善意銀行では金品の取り扱いが中心となっています。本会では年間を通じて以下の善意の寄付を受付しています。

### ◆金銭預託◆

- ・ 善意の寄付、香典返し、出産や結婚の記念、福祉バザーの売り上げの一部など様々な理由による地域福祉推進を目的とした寄付
- ・ 一般寄付…特に用途を定めず、広く福祉のために活用する寄付金
- ・ 指定寄付…寄付者が目的を定めて、在宅福祉事業や福祉施設・福祉団体等への寄付など具体的に指定された事業、団体に対する寄付金

### ◆物品寄付◆

- ・ 車いす、介護車両、介護機器、お米、食料品、チャイルドシート、古切手などの物品寄付

### ◆寄付金控除◆（所得税法 78 条第 2 項第 3 号に該当）

- ・ 個人は確定申告により限度額内での所得税法上の寄付金控除、法人は課税対象となる所得からの損金として控除されます。

### ◆生活困窮者に対する資金の貸付◆

- ・ 関係機関や本人からの相談のあった生活困窮者等に対し、上限5万円まで貸付をします。貸付にあたっては、担当地区民生委員の方の署名と押印が必要となります。